

## 被災された方のための無料法律相談のお知らせ

平成30年6月26日掲載

大阪北部地震により被災された市民の方を対象に、無料法律相談を大阪府及び大阪弁護士会の協力で実施します。

弁護士への相談がある方は、ぜひご利用ください。

### 日時

平成30年6月28日（木）、7月2日（月）・5日（木）・9日（月）・12日（木）

午前9時30分～正午

※1組につき、30分以内

### 受付

午前9時～11時30分（予約不要 先着順）

※相談人数に達した場合は、受付を終了させていただく場合があります。

### 場所

総合センター12階 相談コーナー

※ また、上記日程の都合がつかない方は、通常の法律相談をご利用ください。

火・金 12時30分から16時30分 <要予約>

各種専門相談

お問い合わせ 高槻市 市民生活部 市民生活相談課  
高槻市役所 総合センター 1階  
電話番号：072-674-7130  
お問い合わせフォーム（パソコン・スマートフォン用）  
※フォームでのお問い合わせは回答までに日数をいただく場合があります。  
お急ぎの場合は必ずお電話でお問い合わせください。

## 罹災証明書の交付申請の無料支援について

平成30年6月28日掲載

大阪北部地震により被災された高槻市民の方で、市役所に出向くことができず、罹災証明書の交付申請の手続きができない方に代わり、大阪府行政書士会が、一定の期間、交付申請の支援を無料で行います。

- ・高齢なので市役所に一人では出向くことができない
- ・写真等が準備できない

等の理由で、罹災証明書の交付申請を行うことが困難な方は、大阪府行政書士会へご相談ください。

### 連絡先

大阪府行政書士会 事務局災害対策担当

電話 06-6943-7501

### 受付時間

月～金曜日（祝日を除く）

午前9時30分～午後4時30分

※ 受付開始 7月2日（月）から

お問い合わせ 高槻市 市民生活部 市民生活相談課  
高槻市役所 総合センター 1階  
電話番号：072-674-7130  
お問い合わせフォーム（パソコン・スマートフォン用）  
※フォームでのお問い合わせは回答までに日数をいただく場合があります。  
お急ぎの場合は必ずお電話でお問い合わせください。

※高槻市ホームページより <http://www.city.takatsuki.osaka.jp/>